

各団体からの修正要望・意見等

資料 2

団体名	該当ページ	計画案の修正内容・御意見等	修正等の理由	対応案
千葉地方検察庁	1 5	下から 3 行目以降を以下のとおり修正されたい。 第二次計画では、いわゆる入口支援につきましても、出口支援と同様に、千葉県として寄与できる方策等を千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して検討していきます。	入口支援を実施しているのは千葉県ではなく当庁であるため	再犯防止の観点からは、これらの人たちに対する支援（出口支援に対して「入口支援」と呼びます。）も重要であることから、第二次計画では、 <u>いわゆる入口支援についても、県や関係機関・団体として寄与できる方策等を千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して検討していきます</u> 《理由》 入口支援についても、県だけでなく各関係機関・団体も共に寄与するものであるため、「県や関係機関・団体として寄与できる方策等」と修正しました。
	2 0	行薄い黄色の 2 つ目 下から 3 行目以降を以下のとおり修正されたい いわゆる入口支援につきましても、出口支援と同様に、千葉県として寄与できる方策等を千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して検討していきます。	入口支援を実施しているのは千葉県ではなく当庁であるため	なお、 ページでも述べたとおり、矯正施設への入所に至らない者の中にも、個別の支援を要する人がいることから、 <u>いわゆる入口支援についても、県や関係機関・団体として寄与できる方策等を千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して検討していきます</u> 。
千葉県弁護士会	8 2	現状認識と課題等に、「性犯罪をした人に対しては、矯正施設や保護観察所において専門的な処遇プログラムを実施していますが、刑事司法手続終了後も引き続き、関係機関・関係団体が適切にサポートしていく必要があります。」また、「窃盗事犯者は 再犯率が高く、窃盗を繰り返す傾向 もが認められます。窃盗に至る原因や要因は様々であり、複数の要因が絡み合うケースも多いことから、個々のケースに応じて、様々な視点から関係機関が連携して支援することが必要です。」と、性犯罪者や窃盗事犯者に係る課題の記載があるが、本県における取組の方向性と概要には、これに対応する記載がない（国の処遇プログラム等の記載がされているだけである。）。 千葉県として、薬物依存回復プログラムと同様、性暴力や窃盗に係るプログラムを設ける又はその検討を進める等の記載が必要である。	現状、重要な課題となっている性犯罪者や窃盗事犯者のうち、矯正又は更生保護のプログラム対象者以外のプログラム受講の機会がないため。	性犯罪者や窃盗事犯者が再び犯罪を起こさないようにするためには、性暴力や窃盗に係る専門的な処遇プログラムは有用だと考えます。しかしながら、このような専門的な処遇プログラムを設け、実施するためには、医学、心理学、犯罪の特性や多様性などの専門的な知識や知見とともに、プログラムを効果的に設計し、実施後に評価するための知識等が必要であることから、独自に設け、実施することは困難です。 このため、性犯罪者や窃盗事犯者のうち、矯正又は更生保護のプログラム対象者以外の人々のプログラム受講の必要性等について、委員の皆様と現状や論点等を整理したうえで、例えば、性犯罪者や窃盗事犯者のうち、矯正又は更生保護のプログラム対象者以外の人々も、今後は、矯正又は更生保護のプログラムを利用できるよう制度を変更すること等を国に要望するなどの対応を検討したいと考えています。
	なし	千葉刑務所における労役場留置対象者のうち、就労や住居に係る支援が必要な者に対する支援を実施するための取り組みについて加筆すべきである。	罰金すら払えない要支援対象者がおり、現状千葉刑務所福祉専門官等が支援を手探りで実施しているため、制度的にこれを支える必要がある。	本計画 6 ページにあるとおり、本計画の対象者として「罰金・科料となった人」を含めています。 また、本計画 7 ページにあるとおり、本計画の対象者に対して、関係機関や関係団体の連携を一層強化し、犯罪をした人個々の特性に応じた適切かつ効果的な支援を実施することとしており、具体的には本計画に基づき各種支援に取り組みます。